

別表中山間地域等に該当する地域（R7.7現在）

- ※1 中山間地域等における小規模加算の対象地域は**富山市及び特別地域加算対象地域を除いた地域**となります。
ただし、**訪問介護については**、当加算の算定要件が令和7年5月から変更され、**富山市も対象地域**となります。
- ※2 各事業所の運営規程に定める「通常の事業の実施地域」の範囲外である場合に算定可能です。
- ※3 中山間地域等に該当する地域を整理したのですが、加算の算定に当たっては、市町村等に地域確認を行ってください。
旧町村名や地区名のほか、詳細は該当市町村にお問い合わせください。

対象地域要件	振興山村	厚生労働大臣が別に定める地域	豪雪地帯及び特別豪雪地帯	辺地	半島	特定農山村	過疎地域
根拠条文	山村振興法第7条第1項	厚生労働大臣が別に定める地域第6号	豪雪地帯対策特別措置法第2条第1項及び第2項	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項	半島振興法第2条第1項	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第2条第1項	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項及び第2項
特別地域加算（15％）	○	○					
中山間地域等における小規模事業所加算（10％） 上記※1参照			○	○	○	○	○
中山間地域等の居住者へのサービス提供加算（5％） 上記※2参照	○		○	○	○	○	○
市町村	対象地域						
富山市	大山、福沢、卯花、大長谷、仁歩、野積、旧山田村全域	—	○	大山、福沢、八尾、山田、神通南部、（八尾東部）	—	黒瀬谷、下夕、旧大山町全域、旧八尾町全域、音川、旧山田村全域、旧細入村全域	旧山田村、旧細入村の区域
高岡市	五位山	—	○	小野・沢川、五位・栃丘・花尾	—	五位山	—
魚津市	松倉	—	○	鹿熊、（北山）、（坪野）、（稗畠）、（舩方）、下椿、（金山谷）、東城、長引野、布施爪	—	松倉、片貝谷	—
氷見市	—	○	○	中波・脇、女良北部、中田、（長坂）、戸津宮・大窪、白川・五十谷、小滝・国見、角間、八代中部、一刻・吉懸、懸礼・寺尾、味川、（上余川）、熊無、論田、三尾、早借、床鍋・葛葉、久目、触坂、日名田、桑院、見内、岩瀬・老谷、棚懸、坪池・赤毛、（粟原）、上中・上原、吉池・細越	○	基石、八代、仏生寺、藪田	○
滑川市	—	—	○	滑川	—	—	—
黒部市	東布施	—	○	—	—	東布施、内山	—
砺波市	—	—	○	梅壇山、針伏山、雄神	—	梅壇山、東山見	○（旧庄川町の区域）
小矢部市	—	—	○	（宮島北部）、（南谷北部）、（蟹谷西部）	—	南谷、宮島	—
南砺市	養谷、旧平村全域、旧上平村全域、旧利賀村全域、西太美、太美山	—	○	平、上平、利賀、南蟹谷、太美山	—	養谷、旧平村全域、旧上平村全域、旧利賀村全域、西太美、太美山、南蟹谷	○
射水市	—	—	○	—	—	—	—
舟橋村	—	—	○	—	—	—	—
上市町	大岩、白萩	—	○	山加積、白萩南部	—	山加積、大岩、白萩	—
立山町	東谷	—	○	日中上野・東谷、新瀬戸・立山	—	東谷	—
入善町	—	—	○	—	—	—	—
朝日町	山崎、南保、宮崎、境	—	○	—	—	宮崎、境	○

[凡例：○市町村全域該当、-市町村全域非該当]